

令和5年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和5年9月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年9月20日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建 設 課 長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君
会 計 管 理 者	藤永尊生君	教 育 次 長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第52号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第53号 令和4年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第5 議案第54号 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第6 議案第55号 令和4年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7	議案第56号	令和4年度	佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第8	議案第57号	令和4年度	佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第9	議案第58号	令和4年度	佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
日程第10	議案第59号	令和4年度	佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
日程第11	議案第60号	令和5年度	佐々町一般会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第61号	令和5年度	佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第62号	令和5年度	佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第63号	令和5年度	佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第64号	令和5年度	佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和5年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は、全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第51号 佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

中身については、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

**総務課長（落合 健治 君）**

議案に添付しております、右方に議案第51号総務課資料とある資料を御覧いただければと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の影響等により、需要が多い日は、宿泊料が高騰している状況でございます。

その下の表を御覧いただければと思いますが、日にちによっては定額の宿泊料の1万円を超える日も点在しております、出張時の宿泊料は定額支給となっており、定額を上回った場合には、自己負担が発生する状況となっております。

そこで、その分をカバーするために、今回、条例の改正を提案させていただいております。議案の2枚目を御覧ください。

佐々町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町職員等の旅費に関する条例（昭和31年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

下の表の改正後を御覧ください。旅費の調整、第18条の3、町長は、職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により困難である場合は、旅費を調整して支給することができる。この条文を追加させていただきたいと考えております。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

施行日につきましては、公布の日からとしておりますが、適用日を令和5年4月1日からとさせていただきます。

これにつきましては、これまでに4月以降、職員1名が定額以上の宿泊費で宿泊している状況があることから、令和5年4月1日からの適用とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

**議長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

6番。

**6番（阿部 豊 君）**

条例を改正したいという趣旨等については理解するんですけども、まずお伺いしたいと思います。別表第1の宿泊料、県外・県内の金額はあるわけですけども、近年の経済状況の変化に対応したものになっているか、近隣自治体の状況はいかにあるのかというのをお伺いしたい。

2点目が、旅費の調整という追加条項の条例の作成の仕方なんですけども、そもそも、その旅費の調整と、この条項を他自治体の条例等を見ますと、出張先で親元ないし親戚等の宿泊料がいらないところに宿泊していた状況とかの場合、執行側がその旅費を払わないでいいよというようなくだりの、いわゆる減額調整ありきの条項であったというふうな私は認識をしております。

国家公務員の旅費制度の見直し等もちょっと調べさせていただいたんですけども、国のほうも上位法は旅費法になられると思うんですけども、いわゆる国内外の宿泊料の定額部分について、実勢価格との乖離があるということで、その対応をどのようにするかというような見直し、

検討がなされております、国のほうにおいても。

何を言わんとするかというと、その調整は必要であるというような考えの中で、雑則というか、調整規定は雑則等のほうで、別枠で定額で出張することが困難な場合には、町長への協議を行うことで実費を支給することができる条文を作るべきではないかというようにくだりのほうで私は認識しているんですけども、果たして今回の条例の作成の仕方が、ちょっと私自身には疑義があるもので、そこの辺をどのようにお考えになっているのかということをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、2点。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

まず1問目の近隣自治体の状況なんですけども、県内の宿泊料を調べた結果、県内に宿泊する場合、多いところで1泊1万1,500円、少ないところで1泊7,600円となっております。

それから国の旅費との関連ですが、国が雑則で規定をしているというお話でしたが、今回、条例を改正するに当たりまして、県内の他自治体の旅費の調整の規定を調べさせていただきまして、どの自治体も本則で規定をしておりましたので、そこを参考にさせていただきまして、今回一部改正を提出させていただいておるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

状況は分かるんですけども、そもそもの、その宿泊料自体の見直しが必要ではないかというようにも私は考えます。始終、抜本の見直しを行って、この調整条項の追加については、特に本町においては、別表のほうで佐世保市、平戸市、松浦市に出張した場合はとか、そういったくんだり備考のほうで付け加えられていますよね。そこら辺で対応したほうがベターではないかなというふうに私自身考えるもので、他市町村の状況も理解はするんですけども、再度、検討を要するのではないかというふうに私自身考えますもので、質疑をさせていただいた次第です。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

私は、所管委員会の所属でありますけれども、一応御了承をいただいて、9月4日の所管事務調査では各自検討しておいてくださいというようなことでもございましたので、確認のため質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、条例改正ということで、今、6番議員からも話が出ましたように、国家公務員等に係る旅費制度の見直しということで、この条例一部改正になったかと思われましても、国の分では法定額と実勢価格とのかい離の解消ということで、このことから佐々町の旅費、条例の見直しをすることになったと考えるんですけども、その辺の詳しい経緯を教えてください。

いと思います。

それから次に、附則の部分で先ほど説明が総務課長のほうからありました、附則の部分で令和5年4月1日から適用するというので、遡及適用となっていますが、なぜ遡って適用することとしたのか。こう考え方によっては、同日以後出発する旅行から適用するとか、附則の書き方というのは考えられるんですけども、その辺が、4月1日説明で該当者がいたから、それに対応いたしますというような説明だったんですけども、そういう根拠をもう少し具体的に御説明をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

経緯の説明と遡ってということですので。  
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

今回の改正に至った経緯でございますが、先ほども申し上げましたとおり、1名定額を超えて宿泊料を支払った職員がいることに加えまして、そのほかに定額支給を超えた分で宿泊をしているんですけども、町村会からの旅費の支給があって、そこはその宿泊料の範ちゅうで宿泊をしているんですけども、本町の定額を超えて宿泊した職員もいたりですとか、定額の範囲内で宿泊ができずにカプセルホテルに宿泊した職員もおりましたので、そこを是正するために今回の改正を提案したものでございます。

附則につきましては、先ほども御説明したとおり、定額支給を超えた範囲で宿泊をした職員がおりまして、その差額を支給したいと考え、今回、一部改正を提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

一応、今説明はありましたけれども、こうした遡及適用の場合は、新たな予算が発生するわけですね、当然。今まで新年度予算でずっと予算を、想定予算でずっと旅費の部分なんか計上されていますけれども、こういうふうに途中で改正するということになれば、これだけということで、1人分の予算の確保というだけの話かなと今聞いていて思ったんですけども。こういうふうにした場合は、本来、予算措置というのが考えなきゃいけない部分があるんですけども、そういうところはどういうふうに考えられているかということと、それから、現実的に物価高の影響でホテル代等が高騰しているという事情、かい離があるということは事情は分かるんですけど、これが今、条例提案されて、住民世論、遡ってするということが果たして、そういうふうに、どういうふうに受け止められるかということまで考えて、この条例提出をされている、提案されているかということをお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算をどのように考えているかとのことですが、その定額を超えて支払いをしている1名の職員分の予算については、現計予算で対応可能であると把握しておるところでございます。

それと、遡及適用の件でございますが、不利益不遡及の原則により、住民の権利や利益を侵害するような遡及適用はできないものであると認識しており、遡及適用は例外的な取扱いであり、その必要性・許容性を考慮した上で判断が必要であるものと考えております。しかしながら、今回の遡及適用は、令和5年4月以降の宿泊を伴う出張において定額を超えているものがあるために遡及適用をさせていただくもので、住民の権利や利益を損害するような適用ではないというふうに判断をしておるものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

やり取りしても考え方は同じでしょうから、結局、私が思うに、今言ったようにそういうことで理解されるかなということを心配しますので、確認をさせていただきました。

あくまで1名だけということでございますので、ほかに本当にそれだけの対応者がいなかったのかということも心配をいたすところです。そういうところが念頭にあって、その範囲内のところに宿泊するとか、いろんな工作をした人もいらっしゃるかも分かりません。そういうところでの背景はどういうふうに考えられてきたかということで、答弁いりませんので、そういうことでちょっと確認をさせていただきました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

私は、この1名というのが、1名でこれをするのかと思ひまして、国においては旅費の見直しがされているから全体的にされるのかなと思っていたんですけど、宿泊料は御存じのように旅費法、それに地方公共団体は準拠してするようになっていますから、条例で定めて通れば、それに従って出すんですけど、支出の実態についてちょっと会計管理者にお尋ねしますが、いろいろ実費支給とか定額支給とかなっていますけども、支出の確認についてはどのようになされているのか、それを一つお尋ねしておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

ただ今、御質問いただきました旅費につきましては、通常、概算払いをしている場合には領収書のほう、精算のほうをいただきまして、その分で確認をしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

最後のほうがよく分からなかったんですけどね。概算払いしているときは精算のときに、私  
が知りたいのは、領収書の添付がついているかどうかということですね。先ほど、この条例が  
出ますから、幾らで宿泊をしたとか、そういう確認は添付してきているのか。交通費、車代と  
かバス代、電車代は領収書がついているのか。普通は領収書をもらえないから、そこら辺は電  
算の旅費システムの中で入力されているのか。もう最近はよく料金の改定があっているから、  
それをその都度、旅費システムがよく分からないんですけど、それを改正になって、それに基  
づいて支出されているのか、そこら辺もちょっと確認しているんですよ。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

精算時におけます確認になりますけども、通常、先ほど言われましたように、領収書が取れ  
ない場合もございますので、それにつきましては本人申告という形での精算のほうを出してい  
ただいて、その分で確認をしているということを行っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

もう一回言ってください。

会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

失礼しました。確認におきましては、先ほども申されましたとおり、領収書が取れない場合  
もございますので、それにつきましては本人申告という形での精算のほうを出していただき、  
その分での確認をしているということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

1件ずつ申し訳ないんですけど。取れない場合というのは、例えば、バス代とか鉄道賃とか、  
ということは、本人申告で了承しているということですか。料金表というのを電算システムに  
入力して支出命令を受けているということではないんですかね。要するに、宿泊料とか領収書  
をもらえるものは添付してあるかどうかということですね。もらえないものは、その事実の確  
認のために電算か何かに入力してあるのかなと思っているものですから、そこら辺の確認をさ  
せていただいているんですよ。

もう一つは、これと合わせまして、この旅費の規定が準用規定で全ての行政する人、町民全  
部の参考人で招集する人とか、研修に行くとか全部関係するものですから、これだけパッと決め  
るわけにはいかないなど今ちょっと判断しているものですから、どの範囲までこの旅費が準用  
規定とかそれであるのか。パート職員の人とか、町内会長さんの研修に行かれるときとかいろ  
いろあるですね、民生委員さんとか。どの範囲までこの旅費の規定が準用されていくのか、  
そこら辺についてもちょっとあわせてお尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）  
総務理事。

総務理事（大平 弘明 君）

須藤議員の御質問でございますけども、先ほど総務課長のほうからも御説明がございましたとおり、議案第51号の総務課資料、こちらのほうにございますように、別表第1が宿泊の場合の基準となっております。

それから、先ほどお話がございました交通費等について、料金の改定等があった場合どのような対応をされているかということでございますが、電算システムによりまして料金の改定等が行われた場合には、改正後の料金が表示されるように、そのようにシステム上改正をしておりますので、原則的には旅費規定に基づいた支給を行っているという状況でございます。

それから2問目の、どこまで及ぶかということでございますが、ちょっと手元に資料のほうを持っておりませんので、もしかするとちょっと間違った答弁になるかもしれませんが、議会議員の皆様、それから職員、会計年度任用職員等、附属機関の委員の皆様等の出張等の関係につきましても、この旅費規定が準用されているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これから討論を行います。

6番。

6番（阿部 豊 君）

私は動議を提出いたします。

ただ今、議題となっております議案第51号は、現段階で私は判断をしかねるというふうに考えて慎重な審議を要すると私自身考えます。

佐々町会議規則の第39条第1項の規定によって、委員会へ付託することを望みます。

（「賛成。」の声あり）

議長（淡田 邦夫 君）

動議が成立いたしました。

ただ今、阿部議員から、議案第51号について委員会に付託を求める動議が提出されました。この動議は賛成者がございますので、動議が成立したということでございます。

協議をさせていただきたいと思っております。

しばらく休憩します。

（10時23分 休憩）

（10時37分 再開）



議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど提出されました動議について、議題といたします。

所管委員会である総務厚生委員会の正副委員長と協議を行いました。本議案につきましては、全体的見直しを含め、慎重な審議が必要であると判断いたしました。

これから採決を行います。ただ今の動議のとおり、議案第51号については、総務厚生委員会に付託することに異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、総務厚生委員会に付託することに決定いたしました。

— 日程第3 議案第52号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第52号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、別添の資料のほうをお願いいたします。こちらにつきましては、本条例の一部改正の理由となる、各委員会の設置に係る理由、経緯等を記載しております。説明をさせていただきます。

まず、佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱についてでございますが、現行計画が第1期目で、平成31年度から令和5年度までの計画期間となっております。国の子どもの読書活動の推進に関する法律及び本年度策定される予定である、県の第五次長崎県子ども読書活動推進計画の動向を踏まえ、本町の計画を改定するもので、策定委員会で調査研究を行い、計画案を策定するものです。

次に、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会についてでございますが、令和7年度に長崎県において、本文化・芸術祭が開催される予定となっております。期間中、本県では県内各地全市町で、全国大会や地域の特色を活かしたイベントを開催することとなっております。事業の内容といたしましては、1番の文化事業の全国大会から、2番、市町・文化団体プログラム、3番、障害者・文化祭、4番、長崎県主催事業、5番、民間との連携事業があり、本町では、2番の市町・文化団体プログラムで地域の特色を活かしたイベント、町主催事業を開催することとなっております。本実行委員会においては、佐々町のイベン

ト、町主催事業の企画、開催準備、運営等を行うものでございます。

それでは議案のほうに戻っていただきまして、議案書の1ページ目をお願いいたします。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

5ページ目をお願いいたします。左側、改正後表の欄中、太線で囲まれた下線部分を追加するものでございます。

附属機関名、佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会。担任する事務、子ども読書活動推進計画策定の調査研究等に関する事務。

その下でございます、附属機関名、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会。担任する事務、主催事業等の開催準備、運営、実施等に関する事務でございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

子どもの読書活動の推進に関する法律というのは、私自身も不明でよく存じ上げておりませんが、現在の佐々町の読書活動というのは、現状はどういうふうになっているんだろうかと。様々な指標があるのかと思うんですけども、そういった点で現状はどうかということと。今回の計画書の読書活動推進計画書については、いわゆるテーマと目標というのがそれなりにあるのではないだろうか、法律があるんであればですね。法律の立法目的というのがあると思うので、そういったところについて少し説明をいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、テーマのほうからお話しさせてください。子ども読書活動の推進に関する法律というところからになりますが、基本理念というのがございまして、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」というような基本理念のもとに、国の責務、地方公共団体の責務というのがございまして、本町においてはこの計画を策定し、その計画を実行していくものでございます。

町の指標等についてでございますが、この計画の策定に当たりまして、数値の目標というの

を掲げております。

まず、学校図書館の児童生徒1人当たりの貸出冊数というところで、目標値として小学校が80冊、中学校が20冊というような目標値を設定をしているところでございます。それから、町立図書館の町民1人当たりの貸出冊数というところで、目標値を13.3冊以上ということで、そのような数値のほうを目標を設定しているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

目標は示されました。現状はどうなっているのかということを加えていただきたいことと、それともう一つは、今、ITだとか最近AIも登場するというところで、読書の環境というのはかなり大きく変わってきていて、本を借りる、貸し出す、借りる、それだけが読書というカテゴリーでは捉えきれないのではないだろうか。実際に、子どもたちがKindleなんかも含めて、AIの端末で学習するということが日常化しているわけですから、そういったものについてどういうふうの評価しようとしているのかということ、なかなかよく見えないところですね。そういったところで、先の問題ですけども、専門委員を配置するということですが、そういった分野の方々だとか、あるいはそういったことのアピールの仕方だとか、そういったことについて、従来型でないというか、現状に対応した人選というのにも必要になってくるのではないか。この辺りは少し意見ですけども、そういったものについてどういうふうにお考えかということも伺っておきたいなと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

先ほどの目標に対する実績といたしますか、そちらのほうをお答えさせていただきます。

まず、令和3年度の数値になりますが、小学校におきましては、107冊ということで達成率が133%、中学校におきましては、9.3冊ということで約47%の達成率でございます。町民1人当たりの貸出冊数につきましては、同じく令和3年度で10.3冊ということで77%の達成率となっているところでございます。

それから、AI、IT関係の件でございますが、確かに最近、なかなかそういったIT関係が発達していつているということで、実際図書館のほうに来て、実際の本を読むという、本離れというのは現状として確かにあるところでございます。議員もおっしゃられたように、次の策定委員会のメンバーについては、そういった分野の方々も含めて検討をしていけたらというふう考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

- 日程第4 議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第5 議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第6 議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第7 議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第8 議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第9 議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
- 日程第10 議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第5、議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第6、議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第7、議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第8、議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、日程第10、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上の7議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第59号までの7議案は一括議題といたします。

執行の決算説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（令和4年度 決算に係る主要な施策の成果説明書 概要 朗読）

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

令和4年度佐々町一般会計、特別会計決算について、会計ごとに町長が鏡の朗読を、各課長

は実質収支に関する調書を朗読してください。また、水道事業と公共下水道事業については、それぞれの報告書を朗読してください。

それでは、日程第4、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。一般会計。

歳入総額80億2,261万4,000円。歳出総額75億4,835万5,000円。歳入歳出差引額4億7,425万9,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費繰次繰越額1億1,463万5,000円、繰越明許費繰越額2,760万9,000円、事故繰越繰越額ゼロ、計1億4,224万4,000円。実質収支額3億3,201万5,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第5、議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第54号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。

歳入総額13億9,145万3,000円。歳出総額13億6,553万4,000円。歳入歳出差引額2,591万9,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費繰次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。実質収支額2,591万9,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第6、議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第55号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（保険事業勘定）。

歳入総額12億4,892万8,000円。歳出総額12億1,696万円。歳入歳出差引額3,196万8,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費逐次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。実質収支額3,196万8,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

33ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（サービス事業勘定）。

歳入総額283万8,000円。歳出総額231万2,000円。歳入歳出差引額52万6,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費逐次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。実質収支額52万6,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第7、議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第56号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。

歳入総額1億8,679万6,000円。歳出総額1億8,664万1,000円。歳入歳出差引額15万5,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費逓次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。実質収支額15万5,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第8、議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第57号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。国民健康保険診療所特別会計。

歳入総額1,357万6,000円。歳出総額1,197万2,000円。歳入歳出差引額160万4,000円。翌年度へ繰越すべき財源、継続費逓次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。実質収支額160万4,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



議 長（淡田 邦夫 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第9、議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第58号 朗読）

中身については、水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは14ページをお開きください。

令和4年度佐々町水道事業報告書。

1、概要、（1）総括事業。

本年度末の給水人口は、1万4,031人で前年度に比べ82人の増加、給水件数は6,477件で81件の増加となりました。また、有収水量については、210万3,947立米で7,911立米減少しました。有収率は85.5%で前年度と比較し2.5ポイント低下しました。

建設改良事業の状況。浄水場、配水池、ポンプ所の整備として、中央配水池進入道路築造工事（その3）他6件の工事を行いました。また、配水管の更新事業として、中央配水池送配水管分離更新工事（3工区）他12件の工事を行い、舗装復旧事業として1件の工事を実施しました。

なお、新平野配水池築造工事（その3）、堅山地区配水管更新工事（その2）については、令和5年度へ繰り越しています。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、給水収益が3億3,335万7,580円で、前年度と比較して114万3,870円減収となりました。主な要因としては、小浦工業団地の使用水量の減によるものです。営業費用は2億6,302万8,926円で、前年度と比較して1,805万1,714円の増額となりました。内訳としては、原水及び浄水費で1,285万3,951円増額、配水及び給水費で123万149円増額、総係費で68万1,841円増額、その他営業費用で328万5,773円の増額となりました。その

結果、令和4年度の純利益は7,216万6,795円となり、前年度と比較して1,830万5,361円の減益となりました。

資本的収支については収入として、消火栓設置負担金として152万2,000円、配水管移設補償費622万1,698円を受け入れ、企業債4億5,050万円を借り入れました。支出においては建設改良費6億1,125万4,489円、企業債償還金6,977万9,925円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は、2億2,279万716円の資金不足が生じました。その不足額2億2,279万716円は過年度分損益勘定留保資金7,386万6,132円、当年度分損益勘定留保資金5,753万262円、前年度繰越利益剰余金83万6,233円、減債積立金3,500万円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,555万8,089円にて補填しました。

まとめ。全国的には、少子・高齢化、節水機器の普及等により水需要が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においては、令和4年度の給水人口はほぼ横ばいで給水件数は増加しているものの、有収水量は微減となっており、有収率は85.5%（対前年度2.5ポイント減）に低下しています。水資源の有効利用を図るためには、計画的な漏水調査や根本的な解決を図る老朽化した施設・配管の更新・改良などの投資事業をより一層効果的・効率的・経済的に実施する必要があります。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略の見直しを行うとともに、平成29年度に策定した佐々町水道事業更新計画を元に計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第10、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

14ページをお開きください。

令和4年度佐々町公共下水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

業務の状況。本年度末の水洗化人口は、1万1,450人で前年度に比べ217人の増加、水洗化戸数は4,936戸で136戸の増加となりました。また、有収水量については、170万7,963立米となりました。水洗化率は、87.71%で前年度と比較し1.05ポイント上昇しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、し尿等前処理施設の供用開始に向けて、し尿等前処理施設建設工事及びし尿等前処理施設建設工事設計・施工監理業務委託を行いました。なお、し尿等前処理施設建設事業は令和5年度へ繰越となりました。その他、大新田中継ポンプ場の実施設計、マンホールポンプ場の通信装置の更新工事、取付管の設置工事等を行いました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、下水道使用料が2億6,749万8,890円で、営業収益全体では、3億8,539万3,490円となりました。営業費用は6億5,952万4,649円で、内訳としては、管渠費で100万9,365円、汚水ポンプ場費で888万1,972円、雨水ポンプ場費で2,514万5,393円、処理場費で1億5,127万3,322円、総係費で2,269万4,929円、その他営業費用で4億5,051万9,668円、特別利益で229万1,860円、特別損失で7,847万9,581円となりました。その結果、令和4年度の純利益は8,935万4,091円となりました。

資本的収支については1億5,855万8,050円を受け入れ、支出においては建設改良費1億5,788万6,600円、企業債償還金3億7,121万7,012円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は、3億7,054万5,562円の資金不足を生じました。その不足額3億7,054万5,562円は当年度分損益勘定留保資金2億1,267万3,341円、前年度繰越利益剰余金52万8,309円、当年度未処分利益剰余金6,499万583円、減債積立金7,800万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435万3,329円にて補填しました。

なお、一般会計からの補助金としては、汚水事業で2億6,794万3,000円、雨水事業で1億1,766万5,000円、計3億8,560万8,000円受け入れました。

まとめ。下水道事業は、令和2年度から企業会計へ移行しており、令和3年度には農業集落排水を統合しています。今後はし尿等前処理施設を令和6年度の供用開始を目指し、適正に事業を進めていきます。

また、安定した経営を行うためには使用料収入の増加は不可欠であり、下水道への加入促進及び下水道使用料の改定に向けた取り組みが必要となります。

老朽化する施設に対してもストックマネジメント計画を基に改築更新を行い、持続可能で安定的な経営を図っていきたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

しばらく休憩します。

（11時33分 休憩）

（11時40分 再開）

— 日程第11 議案第60号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第60号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方特例交付金、補正額221万2,000円、計1,696万3,000円。1項地方特例交付金、補正額221万2,000円、計1,696万2,000円。

10款地方交付税、補正額1億2,041万3,000円、計18億5,041万3,000円。1項地方交付税、補正額計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額15万4,000円、計3,934万5,000円。2項分担金、補正額15万4,000円、計15万4,000円。

14款国庫支出金、補正額1,611万4,000円、計15億1,735万7,000円。1項国庫負担金、補正額60万円、計7億3,279万円。2項国庫補助金、補正額1,551万4,000円、計7億8,142万1,000円。

15款県支出金、補正額減額407万7,000円、計5億1,417万9,000円。1項県負担金、補正額30万円、計3億4,317万8,000円。2項県補助金、補正額減額455万4,000円、計1億3,480万5,000円。3項委託金、補正額17万7,000円、計3,619万6,000円。

16款財産収入、補正額1,288万9,000円、計4,047万4,000円。2項財産売払収入、補正額1,288万9,000円、計2,009万6,000円。

17款寄附金、補正額14万円、計3,114万3,000円。1項寄附金、補正額計とも同額です。

18款繰入金、補正額減額1億9,823万4,000円、計8億710万8,000円。1項基金繰入金、補正額計とも同額です。

19款繰越金、補正額2億7,201万5,000円、計3億3,201万5,000円。1項繰越金、補正額計とも同額です。

20款諸収入、補正額156万3,000円、計1億444万7,000円。4項雑入、補正額156万3,000円、計5,364万1,000円。

2ページをお願いいたします。

21款町債、補正額減額10万円、計24億5,870万円。1項町債、補正額計とも同額です。

歳入合計、補正額2億2,308万9,000円、計99億1,237万1,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額76万6,000円、計8,458万円。1項議会費、補正額計とも同額です。

2款総務費、補正額1,871万2,000円、計20億2,547万3,000円。1項総務管理費、補正額2,355万9,000円、計18億9,580万2,000円。2項徴税费、補正額減額288万4,000円、計7,135万5,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、補正額減額196万7,000円、計4,157万2,000円。5項統計調査費、補正額4,000円、計57万4,000円。

3款民生費、補正額498万8,000円、計21億4,244万4,000円。1項社会福祉費、補正額259万7,000円、計10億1,295万3,000円。2項児童福祉費、補正額239万1,000円、計11億2,929万1,000円。

4款衛生費、補正額321万1,000円、計26億8,701万円。1項保健衛生費、補正額778万1,000円、計4億9,188万1,000円。2項清掃費、補正額減額458万6,000円、計21億8,864万円。3項診療所費、補正額1万6,000円、計648万9,000円。

6款農林水産業費、補正額389万9,000円、計1億8,933万5,000円。1項農業費、補正額389万9,000円、計1億7,811万円。

7款商工費、補正額67万9,000円、計1億4,639万9,000円。1項商工費、補正額計とも同額です。

8款土木費、補正額減額812万3,000円。計8億5,238万9,000円。1項土木管理費、補正額1,074万3,000円、計9,565万6,000円。2項道路橋梁費、補正額減額1,883万4,000円、計1億5,940万2,000円。3項河川費、補正額200万円、計7,131万5,000円。5項都市計画費、補正額減額329万5,000円、計4億610万9,000円。6項住宅費、補正額126万3,000円、計1億1,536万8,000円。

4ページをお願いいたします。

9款消防費、補正額210万円、計2億8,842万円。1項消防費、補正額計とも同額です。

10款教育費、補正額938万8,000円、計6億9,662万9,000円。1項教育総務費、補正額減額143万1,000円、計1億21万7,000円。2項小学校費、補正額185万9,000円、計1億6,845万5,000円。

3項中学校費、補正額161万6,000円、計1億2,517万4,000円。5項社会教育費、補正額734万4,000円、計1億3,500万4,000円。

11款災害復旧費、補正額775万3,000円、計2,601万5,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額475万3,000円、計1,131万6,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額300万円、計1,469万9,000円。

13款諸支出金、補正額1億7,971万6,000円、計2億1,954万2,000円。1項基金費、補正額計とも同額です。

歳出合計、補正額2億2,308万9,000円、計99億1,237万1,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

追加。事項、出先機関電話環境構築業務委託料。期間、令和6年度。限度額400万円。

続いて、事項、新庁舎電話環境構築業務委託料。期間、令和6年度。限度額380万円。

続きまして、廃止。

事項、出先機関電話交換設備更新工事。期間、令和6年度。限度額1,416万円。

事項、新庁舎電話交換設備設置工事。期間、令和6年度。限度額1,908万円。

これにつきましては、新庁舎建設に合わせました電話交換設備の更新におきまして、現状の自庁交換機及び固定電話からクラウド交換機及びスマートフォンへ移行することに伴う補正ということになっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

追加。起債の目的、（緊急防災・減災事業債）県道佐々鹿町江迎線道路改良県営事業、限度額140万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

まず、1つ目の佐々鹿町江迎線の方でございますけれども、これは緊急自然災害防止対策事業債からの組替えということになっておりまして、県道の佐々鹿町江迎線の道路拡幅分と佐々川大橋の連絡歩道橋整備分、あわせて140万円の限度額ということになっております。

続いて、起債の目的、（脱炭素化推進事業債）図書館照明LED化事業、限度額120万円。

これにつきましては、公共施設等適正管理推進事業債からの組替えと、あわせて事業費の増ということで限度額120万円となっております。これについては、令和5年度からが公共施設等適正管理推進事業債の中の脱炭素化事業から独立した形となって、今回脱炭素化推進事業債というメニューが設けられたことに伴いまして、組替えを行うものでございます。充当率と交付税措置は以前と変わりませんが、充当率は90%、交付税は43%となっております。

続いて、起債の目的、（災害復旧事業債）5年災農地等災害復旧事業、限度額90万円。

これについては、農地1件、農業用水路1件の起債ということになっております。

続いて、変更。起債の目的、臨時財政対策債、補正前限度額2,700万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額3,320万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

この臨時財政対策債については、対前年度比3,490万円の減ということになっております。

続いて、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、補正前限度額9億8,670万円、補正後限度額9億7,690万円。

これについては、電話交換設備設置工事分の減ということになっております。

続いて、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（河川事業）、補正前限度額1,350万円、補正後限度額1,550万円。

これについては、江里川護岸整備事業費の増に伴う増額ということになっております。

続いて、7ページをお願いいたします。

廃止。起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（道路拡幅事業）、限度額140万円。

起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）脱炭素化事業（図書館照明LED化事業）、限度額60万円。

先ほど追加のところでお説明差し上げましたとおり、それぞれ緊急防災・減災事業債、脱炭素化推進事業債への組替えということで廃止を計上しております。

8ページ、9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛をさせていただきます。

10ページ以降になりますけれども、今回の補正につきましては、普通交付税の交付決定に伴う追加補正、それから令和4年度の決算剰余金の計上、それから価格高騰対策、それから災害復旧事業費の計上、あと、過年度分の国県支出金の返還金、また、人事異動に伴う人件費の計上並びに基金からの繰入れの減及び積立てなどが、主な予算の計上ということになっております。

それでは、10ページをお願いいたします。10ページの上から2つ目です。

地方交付税ですけれども、1億2,041万3,000円ということで、普通交付税の交付決定に伴う増額を計上いたしております。令和5年度の交付決定が17億7,041万3,000円。対前年度比1億1,119万4,000円の増となっております。

この中につきましては、今年度から本町が長崎県町村会長ということになったことに伴いまして、長崎県市町村総合事務組合職員分の児童手当、これが算入されております。その額が118万8,000円。これについては、別途歳出のほうでこの分を総合事務組合へ負担金として支出することになります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

すいません、課長、ちょっと待ってください。

間もなく昼食休憩になりますけれども、課長説明まで続けさせていただきます。

税財政課長。

#### 税財政課長（藤永 大治 君）

11ページをお願いいたします。

11ページ、国庫支出金の中でコロナの地方創生臨時交付金が、計上があっておりますけれども、ここで一旦、議案に添付しております資料をお願いいたします。A3の折り込みの資料でございます。

今回9月補正ということで、この電力・ガス・食料品等価格高騰対策としまして臨時交付金を活用しておりますけれども、今回9月補正予算で下記の⑤の事業、畜産農家物価高騰対策支援給付金、これを39万円の増額、それから⑦の事業、公共交通事業者持続化支援金ということで、松浦鉄道の持続化支援金ということで80万7,000円を、追加計上をさせていただいております。

それとあわせまして、今回、臨時交付金の追加交付が下の歳入の枠囲みに入れておりますけれども、16万2,000円が追加交付ということになっておりますので、あわせまして交付金の充当も補正をさせていただいております。

一番右下のところにありますけれども、予算額で歳出では、当初予算、6月補正、9月補正合わせまして8,047万6,000円が事業費ということになりまして、臨時交付金は9月補正後の一番下のところ5,525万8,000円、これが9月補正後の臨時交付金、これを充当をしているということになっております。

それでは、予算書のほうにまた戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

15ページ一番上段ですけれども、財政調整基金繰入金、減額の1億9,201万9,000円ということになっております。これについては、当初予算の段階と6月補正での繰入れ、合わせて現在1億9,812万3,000円の繰入れの予算を計上いたしておりましたけれども、今回この減額をさせていただいております。

それから、中ほどにあります繰越金、令和4年度の実質収支に伴う補正ということで、先ほど決算でも朗読しましたけれども、実質収支は3億3,201万5,000円ということで、対前年度でいきますと776万5,000円の減ということになっております。

それでは、歳出のほうで20ページをお願いいたします。

20ページ中段にあります8目電子計算費、その中の12節委託料338万6,000円、ソフトメンテナンス業務委託料ですけれども、この中に入っているものとして、地方税共通納税システム対象の税目拡大に対応するための費用がこちらに入っております。

これは、令和6年度から町県民税の住民税をこの地方税共通納税システムに拡大をするというものでございます。令和5年度からは固定資産税と軽自動車税をしておりますけれども、令和6年度からの対応ということで、今回補正予算を計上させていただいております。

それから、最後45ページをお願いいたします。

45ページ下段の基金積立てでございますけれども、1目財政調整基金費の財政調整基金積立、これについては実質収支、先ほど申しました3億3,201万5,000円の2分の1以上の積立てということで、今回1億6,610万円を計上いたしております。補正後の現在高としましては、11億5,159万6,000円ということになっております。

それから、続いて、8目の公共施設整備基金の積立てでございますけれども、これは歳入のほうで計上いたしておりますけれども、今回国鉄臼ノ浦線跡地、沖田免の町有地でございますけれども、これの土地売払収入相当分として1,290万円の積立てを行っております。この補正後の現在高としましては、19億1,471万1,000円ということになります。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

#### 総務課長（落合 健治 君）

予算書の5ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございます。

先ほど税財政課長から説明がありましたが、電話交換機の交換ということで、当初予算では自前の交換機を庁舎内に設置するという構成で進めることとしておりましたが、今回電話交換機をクラウド化、固定電話機をスマートフォン化することとして進めたいと考えております。

添付しております議案第60号総務課資料を御覧いただければと思います。

上段にある図ですが、まず真ん中の上付近にあるクラウド型電話交換機、これがもともと自前の交換機を庁舎内に設置する予定でしたが、それをクラウド型の電話交換機で対応することとしております。

また、固定電話機をスマートフォン化することによるメリットといたしまして、まず、①公用スマートフォンでの外線、代表番号での発着信が可能。②です。庁舎の電話機から外線を公用スマートフォンに転送可能。③の庁舎の電話機と内線通話が可能。④今説明いたしました①から③の通話が庁舎の内外を問わずに可能となることがメリットとして考えられます。

また、利便性の向上といたしまして、公用スマートフォンからも代表番号を使って発着信が可能となり、出先での電話応対や現場からの架電が可能になる。また、携帯回線を利用できるため、災害時などに現場写真や動画を即時共有できることがメリットとしてあげられるかと考えております。

また、機器を所有しないサービス利用型であるため、初期費用が抑えられ、費用の平準化が図られると考えております。

コスト的な面ですが、前の構成では10年間のコストは7,440万円程度と見込んでおりましたが、今回の電話設備の更新につきましては10年間のコストが7,190万円程度と見込んでおりますので、10年間のコストを比較してもさほど変わらない費用で導入できるのではないかと考え



ております。

予算書に戻りまして、予算書の14ページをお願いいたします。

16款財産収入、1目不動産売却収入でございます。先ほど税財政課長からも説明がありまして、沖田免の土地の一部527.91平方メートルを売却しまして得た売却益1,288万9,000円を予算計上しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

2款総務費の1目一般管理費でございます。10節需用費、消耗品費、減額の210万2,000円でございます。こちらにつきましては、庁舎移転に向けて現在文書管理に取り組んでおりますが、令和4年度に研修を委託した事業所が、他自治体の事例を基に提案した数量をもちまして、ファイル等購入の予算措置をしておりましたが、実際に総務課のほうで取り組んだ結果、当初想定約半分の量で賄える見込みとなったため減額するものでございます。

その下の12節委託料、職員研修業務委託料でございます。246万円の増額でございます。文書管理につきましては、現在総務課で先行導入を行っております。当初、全庁導入については総務課主導で自主導入を予定しておりましたが、総務課においても完全移行がいまだできておらず、各課への指導が困難な状況となっております。このため、庁舎の1階、2階、3階に分けて研修を委託するために委託料を計上しておるものでございます。

14節工事請負費、出先機関電話交換設備更新工事、減額の944万円でございます。こちらにつきましては、先ほど債務負担行為のところの説明をいたしました。電話交換機をクラウド化、固定電話機をスマートフォン化することに伴いまして、今年度の支払いがなくなりましたので、それに伴う減額でございます。

26ページをお願いいたします。

2款総務費、14目名誉町民お別れの会費でございます。こちらにつきましては、実績による減額となっております。

それから、40ページをお願いいたします。

9款消防費、3目消防施設費でございます。12節委託料、防火水槽用地分筆測量業務委託料でございます。132万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、防火水槽が一部民地に敷設されているため、民地に敷設されている面積等を確定するために測量を行うものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金でございます。消火栓新設負担金71万円でございます。こちらにつきましては、現庁舎の公用車駐車場内に設置されている防火水槽を撤去し、新たに町道中央海岸線に消火栓を設置するための負担金でございます。

総務課分につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議長（淡田 邦夫 君）**

教育次長。

**教育次長（井手 守道 君）**

それでは、予算書41ページのほうをお願いいたします。

佐々小学校管理費、11節役務費、それから使用料及び賃借料のところをお願いいたします。通信運搬費34万4,000円、校内情報ネットワークシステムリース料ということで27万1,000円、こちらにつきましては、その下のページ、口石小学校管理費、それから中学校費の学校管理費、同様に補正のほうをさせていただいております。

こちらにつきましては、G I G Aスクール構想により児童生徒のノートパソコンを整備したところですが、通信につきまして通信が遅くなり画面が固まってしまうという現状がございまして、関連機器を更新させていただくものでございます。

それに伴いまして、通信運搬費のほうは、他利用等の影響を受けない法人向けのインターネット回線を整備させていただきたいということで計上をさせてもらっております。

42ページ、一番下の段をよろしく願いいたします。

備品購入費107万3,000円でございます。生徒用ノートパソコン(タブレット)になりますが、令和6年度中学校の生徒数の増加15名を見越して追加購入をさせていただきたいということでございます。

43ページをお願いいたします。

文化財費になります。委託料354万8,000円、埋蔵文化財確認調査業務委託料になりますが、こちらにつきましては宮ノ前遺跡の隣接地、場所になりますが、旧さざなみの雇用促進住宅から第2保育所へ上がっていく途中の右側になりますが、宅地造成のための埋蔵文化財包蔵地確認依頼が出ましたので、試掘を行わせていただくためのものがございます。

それから、44ページをお願いいたします。

12目の国民文化祭事業費でございます。こちらは、先ほども御説明させていただきました、新たに目を設定させていただき、国民文化祭実行委員会の委員報酬のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

21ページをお願いいたします。

11目のふるさと納税事業費でございます。こちらのほうは、令和4年度に注文が多すぎて年度内に発送ができなかった返礼品と、令和4年度に受注した定期便の令和5年度にまたがって発送している返礼品の代金が報償費の補正の内容でございます。それに伴う送料などを計上させていただきます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

11ページを御覧ください。

歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金（10分の10）。こちら40万2,000円の減額となっております。こちら個人番号カードの交付のために休日開庁をしておりましたけども、これは4月までで終了いたしましたので、その分の職員の時間外手当を減額しますので、その分の補助金の減額となります。詳しくは、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、同ページで2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、1番上になります、地域生活支援事業費等補助金（2分の1）124万8,000円。こちら特別支援学校への通学支援の分になります。こちらのほうも歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、2節の児童福祉費補助金。1番上の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分10分の10）、こちらは130万円。こちら対象者の増によります。歳出のほうでも説明いたしますけども、補助金のほうが増額に

なりますので130万円計上しております。

続きまして、13ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金。1番上になります、地域生活支援事業費補助金（4分の1）62万4,000円。こちらも先ほど国庫のほうで申しましたとおり、特別支援学校の通学支援の支出の増により補助金の増額となっております。詳しくは、歳出のほうで御説明いたします。

同ページの2節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援分6分の5）166万6,000円。こちらも歳出のほうで詳しくは説明いたします。

続きまして、14ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金、幼保小連携推進事業委託金17万円でございます。こちら、これまで町の教育振興計画に基づきまして、既に保育園との連携事業を取り組んでいるところですが、更に充実した連携事業に取り組むために、今回長崎県の委託を受けて幼保小連携事業に取り組むものです。第2保育所が中心園となりまして、町内の私立園、町内両小学校と連携し、児童要録の研究や保育所等と小学校の相互交流を通じて、幼児期の教育から小学校教育の円滑な接続を図るための事業となっております。歳出の中身につきましては、後ほど説明いたします。

それでは、歳出のほうを説明いたします。

28ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、12節委託料、戸籍情報の正本副本一致確認業務委託料36万3,000円。こちらのほうなんですけども、戸籍事務へのマイナンバー制度導入を目的とする戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、同月に公布されております。

この戸籍法の改正によりまして、法務省と市町村との戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外での市区町村のデータ参照が可能となります。戸籍の届出における戸籍証明書等の添付を付与することができ、本籍地ではない市区町村の窓口でも戸籍証明書等の交付を受けることができるようになります。

この運用が令和6年3月に始まりますので、その開始の前に市町村が管理しています戸籍の正本データと法務省に送信されています副本データの一致確認作業が必要となりますので、その確認作業のための委託料となっております。この確認作業は、システムの専門的知識を要するため、市町村では実施することができませんので、戸籍システム導入業者に委託するものでございます。

続きまして、29ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料82万4,000円、19節扶助費167万3,000円。こちら先ほど歳入で御説明いたしました、特別支援学校の通学支援の分になります。

5月から利用者が1名増えたことによる増によりまして、これと合わせまして、これまでの実績と年度末までの見込みをいたしまして、この特別支援学級の移動支援に関しまして132万8,000円の増額、そのほか、この地域生活支援事業の中にコミュニケーション事業と訪問入浴事業がありますが、これが利用者が現時点でないため、半年分を今回減額させていただいております。

今申しました移動支援事業とコミュニケーション事業、訪問入浴事業を相殺しまして、地域生活支援事業委託料82万4,000円を計上させていただいております。

それから、扶助費、特別支援学校通学支援移動介護給付費になります。こちらも、先ほど申しましたとおり、5月から利用者が1人増えたことによりまして、これまでの実績と年度末までの見込みで167万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、30ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。こちら先ほど歳入で説明

しました幼保小連携事業に関係します歳出分になります。

続きまして、同じページの3目児童福祉施設費になります。こちらのほう、9月から医療的ケアが必要な児童が1名増員となりますので、現在パートタイムで雇用しています看護師2名分を、10月から雇用条件を変更しましてフルタイムで雇用するものでございます。それに伴います人件費の組替えを行っております。

最後になります。32ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございます。18節負担金、補助及び交付金。こちら低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金130万円でございます。こちら先ほど歳入でも説明しましたとおり、当初の見込みより26人ほど対象者が増えましたので、その分の増額分となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ちょっとすみません。私、課長の全部の説明ということで申し上げましたけれども、今の説明をお聞きしておると13時までかかるのではなかろうかということで思いますので、暫時休憩させていただきます。

あとの課については午後からということで、すみませんけども、そういうことで、13時30分から再開させていただきます。

しばらく休憩します。

（12時23分 休憩）

（13時30分 再開）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明からということになっておりますので。

保険環境課長。

**保険環境課長（宮原 良之 君）**

それでは、補正予算書の34ページを御覧ください。

4款2項2目塵芥処理費の12節委託料、こちらの説明の一番上、ごみクレーン年次点検業務委託料、減額の177万1,000円でございますが、こちらは例年、クレーンの安全な運転操作に必要な費用ということで予算のほうを計上し、実施しているものになりますが、基幹的改良工事のほうを今年度現地のほうで本格化させておりますが、こちらの請負工事業者のほうで年次点検を行うことになりまして、計上予算額の全部を今回減額ということで補正計上しております。

その下3件につきましては、入札執行に伴う減額を行っております。

一番下の液化酸素パージ処理業務委託料40万2,000円でございますが、この液化酸素が灰の溶融処理に伴って必要になる燃料資材になりまして、これを貯蔵するタンク、それから管路というのが施設内のほうにございます。本来でございましたら、今年度、灰溶融処理を継続して行い、来年度、液化酸素のタンク、それから管路の撤去を行うこととしておりましたが、昨年度末に灰溶融処理ができなくなる故障が発生しましたので、今年度、灰溶融処理を行っておりません。なので、この基幹的改良工事の工程の一部見直しを行いまして、今年度、この貯蔵タンク・管路の撤去を行うため、この液化酸素をタンク、それから、管路内から除去撤去するための業務を行うための予算を今回補正計上させていただきます。以上でございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）  
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

予算書の36ページをお願いします。

6目の一番下のところです。6目農業振興費のところでございます。

補助金の変更となりますけど、事業の内容としては変わりございません。ただ、県の補助金要綱の名称が変更となったため、同額での組替えをさせていただくものです。

続きまして、37ページをお願いします。

8目畜産業費のところでございます。

給付金のところがございますけど、この分が6月の補正予算で畜産農家物価高騰対策支援給付金というものを予算計上させていただいたんですけど、子牛の部分の頭数の見込みが不足しておりまして、39万円分の補正予算を計上させていただいております。申し訳ございません。

議長（淡田 邦夫 君）  
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センター所管の予算について、主なもののみ説明させていただきます。

33ページをお願いいたします。

7目母子保健事業費になります。説明欄にあります、未熟児養育医療給付費130万円についてです。

今年度、多胎児の出生がありましたことと、今後、未熟児の出生も想定されることから、当初の見込みよりもちょっと多くなっておる予算計上があります。その多くなった分の見込みを計上させていただいております。

こちらにつきましては、歳入予算としまして、10ページに国庫負担金のほうから2分の1と、12ページに県の負担金として4分の1を計上しております。

33ページに戻っていただきまして、13目新型コロナウイルスワクチン接種事業費になります。個別接種促進支援事業謝金336万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の秋接種が本日から開始となりますけども、秋接種にかかります分で、春接種に引き続き、制度が継続されましたことで、個別医療機関において週に100回以上の接種を、ある期間内に接種をしていただいた医療機関に支給するものになります。

こちらにつきましては、歳入としまして11ページにありますけども、14款2項3目の接種体制確保事業費補助金（10分の10）にて予算を計上しております。

多世代包括支援センターからの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分で38ページをお願いいたします。

下段の14節工事請負費、町道改良維持補修工事ですけども、町道でポットホール等の舗装補修が頻発しまして、舗装補修の予算が不足することとなったための追加と、また、町道神田線中川原地区歩道整備工事について、当初予算で単独で事業を行うこととしておりましたけれども、社会資本整備総合交付金を活用できる見込みとなったために、令和6年度に繰延べするこ

ととなりましたので皆減させていただいております。

よって、その差引きで減額の1,850万円をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、課長からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

二、三ありますが、最後に説明がありました町道改良維持補修工事。ポットホール等が増えたのでということは分かったんですけど、増えたのに減額になるんですか、費用については。そのことをちょっと確認したいっていうのと。

それから、もう一つは、40ページが一番上、都市計画総務費の中で、公共下水道事業会計補助金の減額がありますが、この内容について御説明いただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、先ほどの38ページの町道改良維持補修工事の減額の説明なんですけども、ポットホールが頻発されたということで、舗装補修工事は増額になるんですけども、あとで説明させていただきました、神田線中川原地区の歩道整備工事を当初予算に上げていたんですけども、その分が令和6年度に繰延べしたために、その分が皆減になりますので、その差引きで減額分が皆減する分が大きいので、最終的にトータルで1,850万円の減額が出るようになることになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

40ページ。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

これにつきましては、日程的には、明日議案上程予定の公共下水道事業会計の補正で全体減額になっております。一般会計から頂いております基準外繰入れ、これが減額になりますので、以前は繰出金として計上していたものが、今現在は企業会計になりまして、補助金という形で一般会計から下水道事業会計へ繰り出しをしておる関係で、補助金という名称になっておりますけども、それで減額となっているものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

2件目は分かりました。

1件目は、要するに神田線の工事が繰延べになったと。それによる減なんです。

それと、プラス、ポットホールが増えた分については、その分がプラスなんだけども、皆減のほうが大きいので、その差額がこれだけということですね。減のほうから説明したほうが分かりやすいですね。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

9番。

9番（須藤 敏規 君）

すみません、ひとつお尋ねしていきます。

28ページに、戸籍情報の正本副本一致確認業務委託料っていうのがあるんですけども、御存じのように、来年度から多分、戸籍に読み仮名をつけるように法律が通るとるようなんですけども、そういう関係での業務になっていくのか。個人情報に関係で、この業務につきましては当初予算で組んであったのかどうか。36万3,000円で膨大な情報についての確認作業が、法務局に委託するのか、どこに委託されるのか、そこら辺をちょっと確認をさせてください。

それから、37ページ、9目の生活応援商品券事業費っていうのがあるんですけども、説明に財源組替っていうことで、国県支出金が減額になって、一般財源のほうから支出になっているんですけど、業務の内容についてどういう内容なのか説明をお願いします。

それから、40ページ、消防施設費が委託料であるんですけど、防火水槽用地分筆測量業務委託料。一般財源を使うて、これを今からつくられるのか、終わった分のどうなったのか、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

以上、3点ですかね。お願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

戸籍情報の正本副本一致確認業務委託料になりますけども、こちらのほうは、今、議員さんがおっしゃいました読み仮名表記とは別の業務になっております。

今回の業務につきましては、また先ほどの説明と重複になりますけども、今、本町が持っております戸籍の正本データと法務省に送信されている戸籍の副本データが一致していることを確認する業務委託料です。

これは令和6年3月に、本籍地以外での市町村のデータの参照が可能となりまして、戸籍の届出における戸籍証明書等の添付を不要とすることができたり、あと、本籍地ではない市区町村の窓口でも、戸籍証明書等の交付を受けることができるようになるということになっております。

この件に関しましては、令和5年6月に実施されました法務省によるオンライン会議により、確認作業が必要ということが周知されましたので、あわせて作業報告が令和6年1月までに必要っていうことでしたので、今回9月補正をさせていただいております。

それから、このシステムの確認作業の業務委託につきましては、戸籍システムを導入しておりますRKKのほうに委託するようになっております。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

40ページの消防施設費、防火水槽用地分筆測量業務委託料ですが、こちらにつきましては、既存の防火水槽の用地の一部が民地に敷設されていることが判明しましたので、その民地に敷設されている正確な面積を測量するために委託料を計上しているものでございます。  
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

当初、説明を申し上げましたが、議案書に添付しております資料A3の折込みの資料を御覧いただきたいと思っております。

その生活応援商品券事業につきましては⑥番になりますけれども、予算額は、事業費は4,869万2,000円ということで、6月補正後の臨時交付金の充当が3,384万円でございます。

今回、全体的な事業費の増というところで、この7本の事業に充当の按分をし直しまして、この生活応援商品券事業の臨時交付金の充当が3,343万3,000円となることから、今回40万7,000円の充当の減額ということで、この40万7,000円が予算書の37ページ、9目生活応援商品券事業の国県支出金40万7,000円の減というところになっております。

臨時交付金の充当を整理したことに伴いまして、この事業に対しては一般財源が40万7,000円の増という形で、財源の組替えということになっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

37ページの商品券については、持出しが多くなったという解釈でよろしいのかな。そこはあとでお願いします。

それから、28ページですかね。戸籍データについては、読み仮名関係ではなくて、他の市区町村でも取れるようになる正本と副本の確認っていうことですよ。ということは、読み仮名については、あとで出てくるかも分かりませんが、分かった範囲で結構ですけど、除籍とか改正の原戸籍とかありますよね、いろいろ。そいけん、現在ある戸籍のみの読み仮名の設定になっていくものか、そういう関係も連動したシステムが導入されるのか、分かった範囲で結構ですけど。

40ページの既存の用地の民有地の確定のためということでお話があったんですけども、金額がちよっと高くなるとするのは、面積的にはどの程度の敷地を分筆なさるのかなと思って。よろしければ場所だけでも公表できれば見に行こうかなと思いますけど。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税財政課長。



**税財政課長（藤永 大治 君）**

生活応援商品券事業の一般財源でございますけれども、議員おっしゃるとおり、この事業だけを見れば、40万7,000円の持出しが多くなったというところでございます。

このA3の資料を見ていただいたとおり、事業費については8,047万6,000円、これに対して臨時交付金が、9月補正後が5,525万8,000円というところで充当の補正をさせていただいておりますので、この事業だけを見れば40万7,000円の一般財源の増ということになります。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務課長。

**総務課長（落合 健治 君）**

面積につきましては、0.5平米ぐらいの面積になろうかと思われまして。

それから場所につきましては、小浦免に設置している防火水槽でございます。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（松本 典子 君）**

読み仮名表記につきましては、今順次、国のほうから情報が来ておりますけれども、今、議員さんがおっしゃった除籍とか原戸籍につきまして、読み仮名をつけるかどうか確認できておりませんので、申し訳ありません。次の委員会までには、どういった内容かというのは御説明できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

補正予算について反対討論を行います。

今回の補正については、おおむねそれぞれの各課で取り組んでこられた中身について、特段の問題点があるということではございませんが、今の現状の町民の生活等々を考えれば、物価上昇が相次ぎ、特に子育て世帯にとっては本当に大変な事態が進もうとしているという中で、再三にわたって子育て支援の拡充をということで申し上げてきましたが、それらの問題について何ら取組がされていない。

言ってみれば、例えば給食費の補助の問題についても、例えば東彼杵町では、今回、臨時特例交付金を活用して給食費無償化をやるということが決められているんですね。そうした取組っているのがやられているんですが、佐々町の場合は、そういった取組は全くないということ。あるいは、高過ぎる国保税の一般会計からの支援についても、何ら検討がないと。

一方でフローや、例えば電話交換機の移設、変更に伴って、いわゆるフローは若干改善していると。延べ払いでするから大したことはないと言えばそうなんですけど、1,000万円単位でフローが改善するというようなことなどもあるんですけども、そういったものを実際に、今求められている町民の暮らし支援にどの程度使うのかという基本方針が見られないという点で、こういう姿勢の予算には賛成できないということでございます。

以上、反対討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第60号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第12 議案第61号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第61号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。6款繰入金、補正額減額929万2,000円、計9,358万5,000円。1項他会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

7款繰越金、補正額2,591万7,000円、計2,591万8,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同

額です。

歳入合計、補正額1,662万5,000円、計14億2,937万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額201万3,000円、計1,034万7,000円。1項総務管理費、補正額201万3,000円、計699万6,000円。

5款基金積立金、補正額1,296万円、計1,296万3,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

7款諸支出金、補正額165万5,000円、計267万9,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額減額3,000円、計154万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額1,662万5,000円、計14億2,937万6,000円です。

次の2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書については、説明のほうを割愛させていただきます。

3ページのほうを御覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金でございますが、201万3,000円を今回計上させていただいております。

一般会計の電子計算費のほうで税財政課長のほうからも説明がございましたが、来年度、国保税についても、地方税共通納税システムへの対応を予定しておりまして、そのシステム改修に要する費用ということで、一般会計からの繰入れを行うようにしております。

その下、2目基金繰入金でございますけれども、4年度決算に伴いまして、決算剰余金の2分の1を基金のほうに積立てすることとしておりますが、あわせて歳出の予算のほうに出てまいりますが、前年度交付金、負担金の精算で償還となるものがございましたので、この分の財源とするための補正と合わせ、1,130万5,000円の減額補正を今回計上しております。

その下、繰越金でございますけれども、令和4年度の決算剰余金ということで、2,591万7,000円を計上しております。

次の4ページ、歳出のほうの予算になります。

1款1項1目一般管理費の12節委託料のほうですが、先ほど申しましたシステム改修の委託料ということで、201万3,000円を計上しております。

その下、5款1項1目の財政調整基金積立金でございますが、決算剰余金の約2分の1ということで、1,296万円を今回計上させていただいております。

その下、7款1項5目と7目、保険給付費等交付金償還金、5目、7目の特定健康診査等負担金の償還金ですが、先ほど申しました交付金、負担金の実績の確定に伴います交付金、負担金の精算で、償還金が発生する分というのがこちらのほうでございます。この分を5目のほうが82万6,000円、7目のほうが82万9,000円ということで、今回計上をさせていただいたものになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

先ほど説明があったかと思うんですが、その他繰越金が補正前から2,591万7,000円、新たに積増しということになってはいますが、この中身について詳しく説明してください。仕組みも含めて説明していただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

議案第54号のほうで、国民健康保険の令和4年度決算認定の実質収支に関する調書のほうを御説明させていただきましたが、こちらの分の歳入歳出総額の差引きの実質収支に対応する分ということで、予算上2,591万7,000円を今回補正計上させていただいたものになります。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）  
分かりません。丁寧に説明してください。仕組みも含めて。

議 長（淡田 邦夫 君）  
しばらく休憩します。

（13時59分 休憩）  
（14時03分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

お時間を頂きまして申し訳ございません。  
まず、補正予算書の3ページですが、7款1項1目のその他繰越金ということで、2,591万7,000円を計上させていただいております。これが令和4年度の決算に基づきまして、今年度予算への計上するために今回補正計上した額ということで、決算剰余金の予定額ということで計上したことになります。  
基金繰入金のほうが減額ということになっておりますけども、この分、2分の1のほうを積み立てるということで、歳出予算の4ページ中ほど、1,296万円を積立てとしておりまして、これにあわせて基金繰入金の減額のほうもさせていただくんですけども、歳出予算の償還金というところが、こちらのほうに絡んできておりまして、この分の財源に充てる関係で、補正額のほうで基金繰入金については減額の1,130万5,000円ということになっているものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいでしょうか。（永田議員「はい。」）  
ほかに。  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）  
4ページのほうに国民健康保険システムの改修業務委託料というのがあるんですけど、先ほ

どは一般会計のほうで、RKKとかそういうお話が出たんですけども、システム自体があっちこっち変わらんだろうと思うんですけど、これも同じようなパターンで、今の既存の業者に随意契約されるのか、そこら辺についてちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

国民健康保険税のほうも住民税と同様に、既存の業者のほうに随意契約ということで改修のほうを委託するように予定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。議案第61号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第13 議案第62号 令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、議案第62号 令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。4款支払基金交付金、補正額5万9,000円、計3億3,104万5,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額6万3,000円、計1億8,486万3,000円。1項県負担金、補正額6万3,000円、計1億7,915万8,000円。

6款繰入金、補正額2万円、計2億3,706万3,000円。1項一般会計繰入金、補正額2万円、計1億9,980万5,000円。

7款繰越金、補正額3,196万6,000円、計3,196万8,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額3,210万8,000円、計13億1,764万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額2万円、計2,412万1,000円。3項介護認定審査会費、補正額2万円、計1,677万円。

4款基金積立金、補正額857万7,000円、計858万円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7款諸支出金、補正額2,339万3,000円、計2,349万4,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8款予備費、補正額11万8,000円、計141万4,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額3,210万8,000円、計13億1,764万6,000円。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。2款繰入金、補正額280万7,000円、計339万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

3款繰越金、補正額52万5,000円、計52万6,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額333万2,000円、計545万4,000円。

歳出。1款事業費、補正額280万7,000円、計491万7,000円。1項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2款予備費、補正額52万5,000円、計53万7,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額333万2,000円、計545万4,000円。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）1、総括につきましては説明を割愛させていただきます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらも歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）1、総括につきましても説明を割愛させていただきます。

それでは、保険事業勘定のほうを説明いたします。

今回の補正は、令和4年度決算に伴う補正となっております。

4ページの7款繰越金、1項繰越金で、1目の介護給付費負担金等繰越金、補正額2,339万1,000円、2目のその他繰越金857万5,000円が主な補正ということになります。

介護給付費負担金等繰越金2,339万1,000円は、国庫負担金等の翌年度精算に伴うもので、5ページから6ページの7款諸支出金にありますように、精算に伴う返還金ということになりま

す。

次に、2目のその他繰越金857万5,000円は、5ページの4款基金積立金の財政調整基金への積立金ということになります。この積立てによりまして、財政調整基金の現在高は、令和4年度末の1億2,800万円が1億3,700万円になります。

その他、5ページの歳出になります。

こちら、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費の8節の旅費になりますけれども、こちら4月に新規採用いたしました、介護保険認定調査の会計年度任用職員に係る通勤費用弁償につきまして、当初予算に計上しておりませんでしたので、1名分を今回計上させていただきます。

説明は以上になります。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、多世代包括支援センター所管の予算について説明させていただきます。

歳出予算9ページをお願いいたします。

1款1項1目介護予防ケアマネジメント事業費。説明欄にあります地域包括支援センター支援システムクラウド化構築業務委託料についてです。280万7,000円を計上しております。

こちらは、介護保険の要支援1・2の介護認定が出た方の介護支援サービスプランを作成するためのシステムについて、現在使用しておりますものが、令和6年3月でサポートが終了するため、システムの更新を行うものです。

そのため繰入れで、先ほども説明ありましたが、前ページ8ページの2款1項1目その他一般会計繰入金に同額を計上しております。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

歳出の中で、償還金が2,340万円弱、2,339万3,000円っていうのがありますが、これがどういう意味合いなのかというのがよく分かりません。説明をいただきたいと思えます。

要するに、令和4年度の繰越金が約3,200万円あって、そのうち2,300万円は返さんといかんということになるわけですね。残り800万円余りが積立でという、そのあたりが、その仕組みがよく分かりません。

要するに、この項目で見ると、介護保険給付費国庫負担金返還金というふうになっていますから、要するに国庫負担金の分を前もってもらっていた分を返すということになるのか、そのあたりのところを少し説明していただきたいというのが1件です。

2件目は、最後に説明のあった多世代包括支援センターの地域包括支援センター支援システムのクラウド化構築費という業務委託料ってことですけども、ここで予定されているクラウドのメーカーは、どこのメーカーを使われる予定か教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

**住民福祉課長（松本 典子 君）**

介護給付費負担金等につきましては、国と県と支払基金の分があるんですけども、こちらは給付費の見込額に対する交付額になっておりますので、実績額が確定したあとに、翌年度に精算して、過不足分を返還または追加交付という仕組みになっております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

多世代包括支援センター長。

**多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）**

こちらは、現在使用しておりますメーカーが、ワイズマンになっております。ワイズマンというものになっております。

そちらのほうは、サーバーのほうをセンターのほうに置いて、今管理をしていたんですけども、そのサポートが終了するというので、そのままワイズマンのほうで、クラウド化でLGWANに接続するというので、よりセキュリティーのほうは担保されるというものになっております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

すみません、私もよく分かりませんが、ワイズマンというメーカーのは、どこの国のメーカーなのか。サーバーは国内に置かれるのかどうか。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

しばらく休憩します。

（14時17分 休憩）

（14時18分 再開）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

多世代包括支援センター長。

**多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）**

お時間を頂き、申し訳ありませんでした。

メーカーは国内のものでありまして、サーバーのほうも国内にあるということです。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

4番。

**4 番（永田 勝美 君）**

1点目の仕組みについては分かりました。



クラウドについても分かりましたが、クラウドについては、この間いろいろ議論もあっておりますけれども、いわゆるアメリカ合衆国にクラウド法という法律がありまして、いわゆるアメリカに本社を置く会社のクラウド情報は、全てアメリカ合衆国が求めたら全て提供しなくてはならないという法律だというふうに指摘をされていて、そのことで日本政府も、国内の機密情報については国内メーカーに変えるという対応をしているんですね。要するに、Amazonとかそういったメーカーは使わないと。

ところが、トップシェアのAmazonが、かなり地方自治体のクラウド業務にかなり食い込んでいるという話もあるので、そういったところについて確認をさせていただきました。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

9ページの今あった地域包括支援センター、クラウド化ですね、本町の役場のほうはRKKを使っているということで、そちらのほうはワイズマン、よう分からんですけど、そちらを使うということで、そこら辺の今後共通して使うっていう兼ね合いは出てこないのかなと思って、業務的に。

それと、介護保険が始まった当初は、保険事業勘定と任意で市町村が行うサービス事業勘定の二本立てでしないと駄目っていうことを私認識したもんですから、今聞けば、介護1・2の方の意見書か何かを作成するっていうことは、ほとんどこのサービス事業勘定については増えていくっていうことを想定しておられるのか。そこら辺の、私は町単独でサービス事業勘定は要らないんじゃないかと思うもんですから、法定的の分だけしとけば、そこら辺の考え方のやっぱり違いもあるもんですから、サービス事業勘定について、どのようなことを今からやっていこうと考えておられるのか、2点ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

1点目のワイズマンと庁舎のほうとのすれ違いの部分につきましては、うちのほうも当初、この要支援関係、介護認定関係の支援作成、プラン作成の部分につきましては、当初、平成23年度頃から、こちらの業者のほうを利用し、更新等をしてきた経過があります。

今後、庁舎の統合等ありました、いろいろな少し検討事案ありましたけども、取りあえず来年度に大きな改正点が、介護保険による改正点がありますもので、それに対応するために現状のところ、引き続きワイズマンのほうを使用していくということになりますので、今後においてはまた何らか議論の内容になるかもしれませんので、またそのところはよろしく願いいたします。

2点目の町のサービス事業勘定につきましては、現在――

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長、すみません、聞きにくようですので、マスクを外していただけますか。

**多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）**

すみません。町のサービス事業勘定につきましては、実際こちらの認定、要支援1・2の認定を受けている方が30名前後になります。

実際、以前から申しますと、かなり認定数は減少しております、その理由の大きなものに総合支援事業等で、要するに介護保険にかからない、介護予防事業の展開で、以前、介護保険の要支援認定にかかろうとする御相談の方を、まずは総合福祉センターの2階の「ぷらっと」又は生活支援事業等で対応していくということで、この認定の1・2の分については、これ以上増えるのではなく、また減っていくのではないかという見込みもあるんですけども、そのほか、やはり今後国のほうとしては、自治体独自のそういう介護予防事業の展開をということをおっしゃるので、そのあたりにつきましては、多世代包括支援センター、地域包括支援センターの役割がまた拡大していくものかなというものも考えております。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第62号 令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（14時24分 休憩）

（14時34分 再開）

— 日程第14 議案第63号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第63号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款繰入金、補正額減額15万4,000円、計4,968万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4款繰越金、補正額15万3,000円、計15万4,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額減額1,000円、計2億193万8,000円。

歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額1,000円、計1億8,378万1,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額減額1,000円、計2億193万8,000円。

次の2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、こちらのほうは説明のほうを割愛させていただきます。

3ページのほうを御覧ください。

上段のほうが歳入になりますが、まず、4款1項1目の繰越金でございますが、議案第56号の後期高齢者医療特別会計の令和4年度歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会のほうに付託になっておりますけども、こちらの歳入歳出予算の差引残額、実質収支として、15万4,800円が生じることとなっております。これに対応する補正額として、今回繰越金の15万3,000円、それから、これに対応して事務費のほうの減額ということで15万4,000円の減額、歳出のほうにつきましては、歳入歳出予算の調整のほうを、こちらの納付金のほうでマイナス1,000円ということで補正計上させていただいたものになります。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第63号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第64号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第15、議案第64号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰入金、補正額減額80万円、計886万2,000円。1項他会計繰入金、補正額1万6,000円、計648万9,000円。2項基金繰入金、補正額減額81万6,000円、計237万3,000円。

5款繰越金、補正額160万2,000円、計160万3,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額80万2,000円、計1,337万6,000円です。

続きまして、歳出。3款基金積立金、補正額80万2,000円、計80万3,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額80万2,000円、計1,337万6,000円です。

続きまして、2ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については割愛させていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入にあります、5款繰越金の確定に伴うものが、補正の主な内容となります。

歳出にありますとおり、その2分の1を基金に積み立てております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第64号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれで散会といたします。  
お疲れ様でした。

（14時42分 散会）